

令和元年度 第1回 飯塚市子ども・子育て会議次第

日 時 令和元年7月24日(水) 午前10時00分
場 所 飯塚市役所2階 多目的ホール

1 開 会

2 議 事

(1) 子ども・子育て支援事業計画に係る事業の進捗状況報告について(資料1~4)

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定について(資料5~7)

(3) その他

災害と人権

～私が県議に挑戦した理由～

水害、土砂災害、地震等の自然災害が度重なり、そのたびにたくさんの人々が被災者となっています。筑豊地域でも昨年7月の豪雨による水害や土砂災害で自宅を失って辛い思いをしている人も少なくありません。2年前の九州北部豪雨で朝倉郡杷木町在住の中嶋さん自身も被災されるなか、非常時に避難所の運営等で女性が果たす役割の大きさと、平時から社会に参画する意義を痛感されました。その上で、地域づくりにはいろいろな役があり、頼られたときは「私でよかったら頑張ります」と今年4月、55歳で県議に立候補され当選されました。中嶋さんの体験を通して方針・政策決定の場に女性が参画することの大切さをお話ししていただきます。

日時 8月3日(土)

講演:10:30~12:30

昼食交流:12:30~13:30

会場 サン・アビリティいづか

(飯塚市祐の森956-4)



中嶋玲子さん

元杷木町町長、
元福岡県男女共同参画センター
あすばる館長
福岡県女性研修の翼23回団長、
現福岡県議会議員

※講師との昼食交流を希望される方は事前に
申し込みをお願いします。

(申込締め切り日) 7月27日

当日弁当代を受付でお支払ください。

申込先 嘉飯桂地区……荒川 090-6429-5379

直轄地区……田中 080-3185-4488

田川地区……神吉 090-4581-1460

主催: ちくほう翼の会(嘉飯桂つばさの会・直轄地区翼の会・田川地区翼の会)

共催: 飯塚市

子どもへの虐待は**重大な人権侵害**です！

しつけと思われている「たたく」などの行為が、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは**虐待**です。

例えば・・・「お仕置き部屋」など部屋に閉じ込めて、ひとりで食事や勉強をさせる
「しつけ」と称して殴る、ける、などの暴行を加える。
口に粘着テープを貼り、紐などで体を縛って拘束する。
家庭の約束事を復唱させ、間違えると叩いたり、食事を与えない。
本人は学校に行きたいのに、親が行かせない。



虐待を受けた子どもへの影響は

次のような症状があらわれることがあります。

- 発育、発達遅れなどの身体症状
- 情緒不安定、感情抑制、攻撃性などの精神症状や、極度の自己嫌悪、アルコールや薬物依存に結びつくことがあります。



虐待をしてしまう親の背景は

子育ての悩みや周囲からの孤立、経済的な問題、家庭の不和、親自身が虐待を受けてきたなど、様々なストレスや葛藤を抱えている場合があります。



◆ 子どもに関する相談先一覧 ◆ (月～金 8:30～17:15)

●お子さんに関する相談全般
飯塚市子育て支援課家庭児童相談室
子どもなんでも相談 ☎0948-26-7733

お子さんのことで心配な時は
ご連絡ください。



●小学生以上のお子さんの相談
福岡県教育庁筑豊教育事務所
教育相談室 ☎0948-25-2603
子どもホットライン24 筑豊 ☎0948-25-3434
飯塚市教育委員会学校教育課学校人権教育室
☎0948-22-5500 (内線 1625・1626)

平成31年4月から 『飯塚市の子どもをみんなで守る条例』 が施行されています！



市民のみなさんに
お願いしたい条例の
ポイントです！

◆保護者の責務◆

しつけと称して、体罰を与えてはいけません。子どもの健やかな成長のため、子育てに関して、市や関係機関から指導などを受けた時は改善しなければなりません。

◆市民の責務◆

児童虐待防止の理解を深め、市が実施する防止策への協力や児童虐待予防や防止に関する活動に積極的に参加するように努めなければなりません。

◆地域における児童虐待の防止等のための取組◆
地域での子どもの見守り活動などで、子どもとの関わりを深めるよう努めなければなりません。児童虐待の対応が必要であると判断したときは、子どもに代わって、市や児童委員等に連絡又は相談するよう努めなければなりません。

◆児童虐待の通告義務◆

児童虐待を発見した時は、市または児童相談所に通告しなければなりません



子ども達の健やかな成長を見守っていただきますよう
ご協力ください。

～ 子どもの虐待がない社会を目指して ～

本市のこどもの虐待の現状



こどもの虐待相談件数、虐待相談人数それぞれ増加傾向にあります。

「こどもの虐待」を発見した時は、通告する義務があります！

学校や保育所等では、子どもへの虐待を発見しやすい立場にあるため、早期発見に努めています。子どもへの虐待を発見した時は、速やかに関係機関に通告する義務があります。また、通告した人が特定されないように、秘密は守られます。



～子どもたちを虐待から守るために～
虐待と思ったらすぐに電話を！

いちはやく
189

(児童相談所全国共通ダイヤル)
※電話相談は 24 時間対応



もしも、子どもについて気になったら

- いつも子どもの泣き声が聞こえる
- 衣服が極端に不潔である
- 不自然なあざや傷などがある
- 態度がおどおどしていたり、顔色をうかがう

子どもへの虐待とは…

身体的虐待

- ・「たたく」「殴る」「ける」などの暴力
- ・戸外に閉め出す など



心理的虐待

- ・言葉による脅し、無視、兄弟・姉妹での差別的な扱い
- ・子どもの前での暴力 など



ネグレクト

(育児放棄もしくは怠慢)

- ・食事を与えない、家の中に閉じ込める
- ・病気でも病院に連れて行かない
- ・学校へ行かせない など



性的虐待

- ・子どもへの性行為の強要、性器を見せる
- ・ポルノビデオを見せる など



オレンジリボン運動

「オレンジリボン」には、子どもの虐待を防止し、子どもたちが幸福になれるようにという気持ちが込められています。



もしも、保護者について気になったら

- 子どもへの叱り方が異常である
- 家の中が乱雑で不衛生である
- 子どもの養育に無関心、拒否的などところがある
- 小さい子どもを家に置いたまま外出する

◆ 子どもの虐待相談先 ◆ (月～金 8:30～17:15)

福岡県田川児童相談所
☎0947-42-0499

飯塚市家庭児童相談室
☎0948-22-5500 (内線 1117・1118)

市民のみなさんからの連絡が、子どもと保護者を救うきっかけになるかもしれません。



未就学児の保護者の皆さま

令和元年 10月1日 から
幼児教育・保育の 無償化 が始まります。🌸🌸🌸

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもの保護者の方

【対象者・利用料】



○ 3～5歳までの全ての子どもの利用料が無償化されます。

🌸 幼稚園については、月額上限2万5700円です。幼稚園によっては、無償化の対象となるための認定や給付の手続きが必要な場合があります。お住まいの市町村にご確認ください。

🌸 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園については、満3歳から入園の時期に合わせて無償化します。

🌸 10月以降も、通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担となります。なお、保育所利用の保護者の方は、10月以降おかず代等が保育所から徴収されることになりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

(年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、おかず代等の費用が免除されます。)

○ 0～2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

🌸 さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。(現行制度を継続)

(年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。)

【対象施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。

🌸 地域型保育事業は、市町村の認可を受けた、0～2歳児を対象とする小規模の保育事業をいいます。

🌸 企業主導型保育事業については給付手続きが他の施設等と異なります。ご利用の施設にご確認ください。



幼稚園の預かり保育を利用する子どもの保護者の方

【対象者・利用料】

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。



- ✿ お住まいの市町村から保育の必要性の「認定」を受ける必要があります。
- ✿ 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。保育の必要性の「認定」については、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が求められます。

認可外保育施設等を利用する子どもの保護者の方

【対象者・利用料】

- 3～5歳までの子どもは月額3万7000円まで、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2000円までの利用料が無償化されます。



- ✿ 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- ✿ お住まいの市町村から保育の必要性の「認定」を受ける必要があります。
- ✿ 保育の必要性の「認定」については、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が求められます。

【対象施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。
- ✿ 認可外保育施設には、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を含みます。
- ✿ 認可外保育施設が無償化の対象となるには、県（政令市・中核市）に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。（基準については、5年間の猶予期間あり。）

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもの保護者の方 3～5歳までの利用料が無償化されます。

詳しくは、お住まいの市町村まで
お問い合わせください。

